

船舶事故等調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月24日 17時30分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市沖小島西方沖 神瀬灯台から真方位138° 1.8海里（M） （概位 北緯31° 32.7′ 東経130° 36.8′）
事故の概要	プレジャーボートKAISIN IIは、錨泊中、主機を始動できず、走錨して浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年3月28日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート KAISIN II、5トン未満（長さ6.75m）
船舶番号、船舶所有者等	290-46909鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、船底外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りの目的で、鹿児島県鹿児島市鹿児島港外港（鴨池港）北東方沖の神瀬東方へ向けて同港谷山区を出発した。</p> <p>本船は、前回使用してから4か月以上が経過していたので、主機の試運転も兼ね、神瀬東方沖において、主機を運転した状態で約1時間錨泊して釣りを行った。</p> <p>本船は、神瀬西方沖に移動した後、主機を停止して錨泊し、魚群探知機の電源を入れた状態で約1時間釣りを行ったが、釣果がないので、約1.8M離れた沖小島西方沖に向かい、再び主機を停止し、錨泊して約1時間釣りを行った。</p> <p>船長は、本船が走錨しているように感じ、主機を始動しようとしたところ、始動することができず、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、風浪により走錨し、沖小島西方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により引き出され、鹿児島港本港区にえい航された。</p> <p>本船は、鹿児島港に入港後、修理業者が点検した結果、バッテリーの過放電が認められた。</p> <p>船長は、日頃からバッテリーの充電をあまり行っていなかった。</p> <p>船長は、出航時、主機の始動がすぐにできたので大丈夫だと思っていたが、バッテリーの充電が不足していたのかもしれないと本事故後に</p>

	思った。
分析	本船は、主機を停止した状態で魚群探知機を使用して錨泊中、バッテリーが過放電していたことから、主機が始動できず、風浪により走錨して沖小島西方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、主機を停止した状態で魚群探知機を使用して錨泊中、バッテリーが過放電していたため、主機が始動できず、風浪により走錨して沖小島西方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>船長は、本事故後、バッテリーの予備を積載することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーは、出航前に電圧や液量を確認し、必要があれば充電すること。 ・主機を停止してバッテリーを充電しない状態で、電動機器を長時間使用しないこと。